

令和6年2月8日付【建設通信新聞】
日水協と水コン協 <14日に災害協定>
能登半島地震被災地に運用

日水協と水コン協

14日に災害協定

能登半島地震被災地に運用

日本水道協会（日水協、青木秀幸理事長）は、全国上下水道コンサルタント協会（水コン協、間山一典会長）と「災害時における水道コンサルタントの情報提供に関する協定」を結ぶ。地震や風水害などの災害が頻発化・激甚化する中で、発災時に支援可能なコンサルタント企業を速やかに情報提供する枠組みを構築し、災害対応の充実・強化を図るのが狙い。

当初は水道整備・管理行政が国土交通省と環境省に移管され、水道が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に位置付けられる4月1日での協定施行をめどに、昨秋以降、両者で協議を進めていた。元旦の能登半島地震発生を受け、協定の早期活用が必要として、時期を繰り上げ、14日に協定の締結式を行い、即日施行することとした。

協定では、日水協の要請に応じて水コン協が支援可能な会員企業のリストを提出。これに基づき被災水道事業体は、被害状況調査、応急仮設工事や本復旧工事に関わる調査設計、災害査定用資料の作成、その他災害復旧にかかるコンサルタント業務を直接依頼できるとした。

協定施行後の運用第1弾として、日水協は水コン協に対して能登半島地震の災害復旧業務に遅滞なく対応できるコンサルタント企業のリストを要請し、被災水道事業体に提供するとしている。